

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：潟上市農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設事業		
事業開始年月日	昭和59年6月25日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	潟上市	職員数* (H19. 4. 1現在)	0人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	258 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,927 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.34 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	19.0 (H19)
		経常収支比率* (%)	94.5 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：天王町・昭和町・飯田川町]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	潟上市農業集落排水事業健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	潟上市長 石川光男
既存計画との関係	集中改革プラン（H17～H21）・公営企業経営健全化計画（H18～H27）
公表の方法等	広報誌・市ホームページ・平成19年12月議会で説明
基本方針	<p>○本市の下水道事業は、地形地理的要件に応じて、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・特定地域生活排水処理施設事業を実施しております。平成17年度には、市下水道基本構想を策定して、総合的でより効果的な事業手法の再検討を行い経営の健全化を図ります。</p> <p>○今後、農業集落排水事業特別会計の法適用、上・下水道課の組織統合、外部委託の推進による人件費削減、組織・体制の見直しを図ります。</p> <p>○現在の農業集落排水施設使用料は旧町単位により算定されておりますが、平成20年度からの料金統一改正を行います。</p> <p>○指定管理者制度、包括的民間委託の推進に向け調査検討します。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	51.4	39.7	0.0	91.1
	補償金免除額	7.7	10.3	0.0	18.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	23	16	0	39

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水施設事業	51,408	39,697		91,105
					0
					0
					0
合 計 (A)		51,408	39,697	0	91,105
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		51,408	39,697	0	91,105

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	0	0	0
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水施設事業	22,125	15,248		37,373
					0
					0
					0
合 計 (A)		22,125	15,248	0	37,373
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		22,125	15,248	0	37,373

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## Ⅱ 財務状況の分析（農業集落排水）

区 分	内 容
財務上の特徴	潟上市の農業集落排水事業は昭和60年度から事業着工され、平成16年度にて整備完了しております。平成18年度末までの市全事業（公共・特環・農集・特排）普及率は84.3%、水洗化率では78.5%となっております。秋田県内の順位は普及率で8位、水洗化率では5位となっております。また農業集落排水事業単独では、普及率は8.6%、水洗化率では79.4%となっております。また、経営指標としては水洗化率の向上を5年以内に80%以上とする目標に向けて料金改定を視野に入れ、効率的な経営努力を目指している。
経営課題	課題① 農業集落排水施設使用料増収対策 平成20年度に旧3町の料金を統一改定予定（試算等検討中）その後5年程度ペースの定期的な料金改定を行う。
	課題② 農業集落排水関係経費の削減① 農業集落排水使用料の賦課徴収業務を上水道課へ委託し、一元化とともに法適用を検討し上水道課との組織統合を目指す。
	課題③ 下水道関係経費の削減② 指定管理者制度、包括的民間委託の調査・検討、修繕費のコスト縮減、入札制度（電子入札・総合評価方式）の導入を検討。
	課題④ サービスの向上 下水道普及員、相談員の委嘱配置の検討。
	課題⑤ 他会計からの支援について 料金改定等収入の増加を図り基準外繰入金金の減額に努める。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

#### （1）収益的収支、資本的収支（農業集落排水）

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		111	105	85	86	111	121	126	128	129	129	
	(1) 営 業 収 益 (B)		36	38	23	21	23	24	27	28	29	31	
	ア 料 金 収 入		35	37	22	20	22	23	27	28	29	31	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他		1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益		75	67	62	65	88	97	99	100	100	98	
	ア 他 会 計 繰 入 金		48	60	49	57	81	90	99	100	100	98	
	イ そ の 他		27	7	13	9	7	7	0	0	0	0	
	収益的 収 支	2 総 費 用 (D)		110	105	85	82	89	86	82	79	77	75
		(1) 営 業 費 用		50	44	33	30	39	37	35	35	35	35
		ア 職 員 給 与 費		12	6	4	0	0	0	0	0	0	0
		ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他		38	38	29	30	39	37	35	35	35	35
		(2) 営 業 外 費 用		60	61	52	52	50	49	47	45	42	40
ア 支 払 利 息			59	60	51	52	50	49	47	45	42	40	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	
イ そ の 他		1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		1	0	0	4	22	35	44	49	52	54		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		242	197	122	35	23	28	108	84	34	31	
	(1) 地 方 債		168	125	66	0	0	0	77	51	0	0	
	(2) 他 会 計 補 助 金		35	40	34	21	13	24	29	32	34	31	
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		26	20	10	0	0	0	0	0	0	0	
	(6) 工 事 負 担 金		13	12	12	14	10	4	2	1	0	0	
	(7) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資本的 収 支	2 資 本 的 支 出 (G)		241	195	121	39	46	66	152	133	86	85
		(1) 建 設 改 良 費		206	156	85	0	0	0	0	0	0	0
		ウ ち 職 員 給 与 費		5	5	6	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		35	39	36	39	46	66	152	133	86	85
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		1	2	1	△ 4	△ 23	△ 38	△ 44	△ 49	△ 52	△ 54		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2	2	1	0	△ 1	△ 3	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	5	7	3	4	4	3	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	7	9	4	4	3	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)	7	9	4	4	3	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	77	73	70	71	82	80	54	60	79	81
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	36	38	23	21	23	24	27	28	29	31
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高	2,060	2,147	1,998	1,966	1,927	1,868	1,793	1,711	1,707	1,625
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2,060	2,147	1,998	1,966	1,927	1,868	1,793	1,711	1,707	1,625
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0					

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	48	60	49	57	81	90	99	100	100	98
うち基準内繰入金	14	15	17	17	57	61	70	75	79	78
うち基準外繰入金	34	45	32	40	24	29	29	25	21	20
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0					
うち赤字補てん的なもの	34	45	32	40	24	29	29	25	21	20
資 本 的 収 支 分	35	40	34	21	13	24	29	32	34	31
うち基準内繰入金	3	6	7	8	13	24	29	32	34	31
うち基準外繰入金	32	34	27	13	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	32	34	27	13	0	0	0	0	0	0

## (3) 経営指標等（農業集落排水）

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	28	30	23	21	35	38	42	46	51	56	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	68	74	75	68	68	71	51	58	77	80	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	67	55	46	68	94	81	82	80	78	75
	うち基準内繰入金 (%)	28	25	35	31	70	68	70	75	80	80
	うち基準外繰入金 (%)	72	75	65	69	30	32	30	25	20	20
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	資本的収入分 (%)	15	20	28	60	55	86	27	38	100	100
	うち基準内繰入金 (%)	9	15	20	37	100	100	100	100	100	100
	うち基準外繰入金 (%)	91	85	80	63	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの (%)	100	100	100	100	0	0	100	100	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料で賄うべき対象経費は、施設維持管理費と資本費であり、5年から10年程度の財政計画を想定し、農業集落排水施設使用料の算定は、排水量の予測、事業計画、維持管理費の推測、資本費の推計、公費負担の明確化を考慮する。また、平成20年度に料金改定を見込んでおり、下水道加入促進と平行し、増収を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	平成18年度より繰入基準の改定「分流式下水道に要する経費」により収益的収入分基準内繰入金が増となっているが、今後は、定期的な料金改定や収納体制の見直し加入促進に努めることにより、基準外繰入金が減と見ていくと見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	農業集落排水施設事業は平成16年度に事業完了している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策（農業集落排水）

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>国の動向等を踏まえ、より効率的な行政組織のもと中長期的な視点にたち、職員を効果的・機能的に配置するため定員適正化計画を策定し、業務の見直しや指定管理者制度の推進等により、行政が直接行う業務量を削減しながら、全職員数の6.4%(22人)の縮減を図る。また、本市を担う人材を計画的に確保することとし、各年代の均衡等を考慮しながら前年度退職者数を上限として年度ごとの新規採用者数を平準化することで人件費の削減を図る。また、下水道特別会計独自の考えとしては、経営課題の②にもあるように上水道課との組織統合による人件費の削減を検討中であります。</p> <p>平成19年度4月1日現在において職員総数が329人で平成17年度と比較し11人減(△3.2%)となり現段階では年度ごとの数値目標どおり達成している状況である。農業集落排水事業特別会計については人件費予算が無く、下水道事業特別会計にて賅っております。</p> <p>近年の民間における賃金体系の見直しなどの情勢変化により、人材育成や組織の活性化とともに給与に関しても積極的な勤務成績の反映が求められている。給料表構造の転換により、年功的昇給を見直し、勤務評定等を実施することで職員の意欲を引き出し、住民の理解が得られるような給与体系を検討する。</p> <p>職員が有している可能性を最大限に引き出すため、適正な人事配置に勤めるとともに、公務員制度改革の動向に注視しながら、職員の意欲と能力を引き出すため、能力や実績を重視する給与体系への見直しを検討する。(地域手当については、本市において該当しないため条例未整備)</p> <p>技能労務職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう総合的な点検及び見直しの実施を検討する。</p> <p>退職時の特別昇給は行っていないが、退職手当については、市町村総合事務組合の退職手当条例に基づいて支給しており、見直し等を行う場合は構成団体との協議が必要となる。</p> <p>合併を機に市独自の互助会は廃止しており、現在加入しているのは各市町村で構成されている市町村職員互助会のみである。職員の掛金及び市の負担金によって運営されており公費が伴っているため、互助会事業の実施にあたり、地方公務員法で福利厚生法の推進に関する定義はあるが、住民の理解が得られるような事業を展開する必要がある。市独自の互助会ではないため、構成団体及び職員互助会と協議しながら事業の見直し等を行い、事業を公表することで住民の理解を得るよう努める必要がある。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>③経費削減について、民間委託等を活用しつつ、今後の取り組みとして新たな入札制度の導入及び指定管理者制度・PFIの活用等についても検討中であります。</p> <p>③維持管理費の縮減については、民間委託を実施しており、また施設修繕費等更新時期を把握しつつ維持管理費の縮減に努めている。今後の維持管理削減方法として新たな入札制度(電子入札・総合評価方式)の導入についても現在検討中であります。また、公共下水道近隣地区については、処理場廃止による組替を検討協議中であります。</p> <p>②、③現在、民間委託については実施済みであり、内容につきましては農業集落排水マンホールポンプ維持管理及び農業集落排水処理場維持管理を民間に委託しております。指定管理者制度・PFIの活用については検討中であります。また、上水道課との組織統合を現在検討中であり実現すれば経費節減につながると考えます。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①、⑤本市の農業集落排水使用料は、合併前の料金体系を継承しており、料金水準についても国の定める規定の20㎡あたり3,000円以上に達していない状態にあります。これにつきましては、平成20年度に料金統一改定を実施予定で現在試算等検討中であり、遊休資産の有効活用ということで売却も含め検討中であります。また、料金の増収に向け収納対策（未納通知・督促状の発送・滞納者への訪問）を強化し、収納率の向上に努めることにより繰入金の減額につながると思われまます。  ①現在、本市の農業集落排水使用料は国の定める規定水準より下回っております。この問題を解消するために平成20年度に料金統一改定を予定しており試算等検討中であります。また、今後も適正な料金水準を維持していくために5年程度のペースで料金改定を実施していきたいと考えております。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開  <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	経営健全化計画及び財務状況については広報誌にて情報公開を実施済みであります。行政評価制度については導入・実施に向け、平成17年度より調査・検討しており、平成20年度からの実施を予定しております。  公営企業経営健全化計画については平成18年度より策定しており、財務状況についても予算・決算時期に広報誌にて情報公開を実施しております。  行政評価制度の導入・実施に向け、市の予算編成や総合発展計画と連動した行政評価へと展開できるようなシステムを構築し、さらに内部のみの評価にとどまらず、外部評価の検討や評価結果の公表などにより、透明性を確保し、より客観的で市民にわかりやすい評価となるよう内容の検討を進めております。実施については、平成20年度からの予定としております。
5 その他	④未接続家庭への呼びかけ等、また下水道に関する住民からの相談等に対応できるよう、下水道普及員及び相談員の配置に向け現在検討中であります。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（農業集落排水）

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	下水道課の職員数の増減は平成14年度（10人）から平成15年度（8人）と2人の減少、合併時平成17年度（7人）で1人の減少で現在7人となっております。今後、上水道課との組織統合が可能となれば更に人数の削減が可能と思われます。これにつきましては、現在検討中となっております。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営の効率化を図るために、上水道課との組織統合又は料金事務の上水道課への委託を行うなど上水道課との連携を図ることにより事務の効率化及び料金収納率の向上につなげるために現在検討中であります。また料金については、合併前の料金体系となっており、国の定める料金水準に達していないのが現状ですが平成20年度に料金統一改定を予定しており、現在試算検討中となっております。また、経営の効率化を図るために維持管理については民間委託を実施しており、今後の取組みについても新たな入札制度等の導入を検討中であります。尚現在まで特別会計での赤字決算はございません。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、資本費部分に充当される基準外繰入金があり、解消するためには収入の確保をしなければなりません。この対策として現段階では平成20年度に料金改定を予定しております。今後も5年程度のペースで料金改定を考えております。料金増収対策としては、市広報誌・HP等にて下水道未加入者への加入促進することで有収水量を確保する。また収納対策（未納通知・督促状の発送、滞納者への訪問）を強化し収納率の向上に努めることで一般会計からの基準外繰出金を減らせると考えます。
4 その他	有収水量確保のための下水道未接続家庭への呼びかけ等、また下水道に関する住民からの相談等に対応できるよう、下水道普及員及び相談員の配置に向け現在検討中であります。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</li> <li>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</li> <li>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</li> <li>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</li> <li>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</li> <li>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</li> <li>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</li> <li>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</li> <li>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</li> <li>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</li> </ol>
---

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業 (農業集落排水)

(単位:百万円)

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	4,948	4,977	3,311	3,153	3,095		3,055	3,025	2,995	2,965	2,935	
	A 増減	97	29	△ 1,666	△ 158	△ 58		△ 40	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	
	水洗便所設置済人口(人)	3,463	3,577	2,304	2,400	2,458		2,508	2,538	2,568	2,598	2,628	
	B 増減	280	114	△ 1,273	96	58		50	30	30	30	30	
	水洗化率(%)	70.0%	71.9%	69.6%	76.1%	79.4%		82.1%	83.9%	85.7%	87.6%	89.5%	
	C 増減	4.4%	1.9%	-2.3%	6.5%	3.3%		2.7%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	
	有収水量(㎡)	328,884	350,411	247,391	216,229	228,958		237,156	259,451	272,019	284,251	297,668	
	D 増減	26,884	21,527	△ 103,020	△ 31,162	12,729		8,198	22,295	12,568	12,232	13,417	
	② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	106.3	104.5	90.0	93.9	99.3		100.2	102.6	103.4	105.0	106.8	
	E 増減	△ 0.2	△ 1.8	△ 14.5	3.9	5.4		1.0	2.3	0.8	1.7	1.7	
	料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	51.9	51.9	△ 51.9	0.0	0.0
	F 増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	51.9	51.9	△ 51.9	0.0	0.0
③ 収納率(%)	99.2	98.8	97.4	93.7	92.3		93.5	94.4	95.4	96.3	97.1		
G 増減	△ 0.3	△ 0.4	△ 1.4	△ 3.7	△ 1.4		1.2	0.9	1.0	0.9	0.8		
④ その他( )													
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	17,433	18,285	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減	6,716	853	△ 18,285	0	0		0	0	0	0	0	
	職員数(人)	2	2	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減	△ 1	0	△ 2	0	0		0	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)	143,185	143,600	120,674	121,258	135,138		152,131	156,417	161,891	164,025	160,989	
	I 増減	39,793	415	△ 22,926	584	13,880		16,993	4,286	5,474	2,134	△ 3,036	
	⑤ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	29	29	36	38	44		50	52	54	55	55	
	J 増減	8	△ 0	8	2	5		6	2	2	1	△ 0	
	汚水処理原価(円/㎡) (汚水処理経費/有収水量)	386	349	393	445	286		263	247	226	207	192	
	K 増減	64	△ 37	44	51	△ 158		△ 23	△ 16	△ 21	△ 19	△ 16	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	151	126	132	141	171		157	134	128	124	119	
	L 増減	58	△ 25	7	9	30		△ 14	△ 23	△ 5	△ 4	△ 5	
⑥ その他( )													
M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	27.6	29.9	22.9	21.1	34.7		38.1	41.5	45.7	50.6	55.6		
増減	△ 5.5	2.4	△ 7.0	△ 1.8	13.6		3.4	3.4	4.1	5.0	5.0		
累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
企業債現在高(百万円)	2,060	2,147	1,998	1,966	1,927		1,868	1,793	1,711	1,707	1,625		
増減	132.8	86.4	△ 149.1	△ 31.9	△ 38.6		△ 59.2	△ 75.0	△ 82.3	△ 4.2	△ 81.4		
収入の確保	使用料収入	35	37	22	20	22		23	27	28	29	31	
	改善額	2.7	1.7	△ 14.3	△ 1.9	2.5	△ 9.3	1.0	5.0	6.0	7.0	9.0	28.0
	①有収水量の増加	2.7	1.7	△ 14.3	△ 1.9	2.5	△ 9.3	0.7	2.6	3.4	4.2	5.9	16.8
	②使用料の適正化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.1	2.3	2.5	8.9
	③収納率の向上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	2.3
	④その他( )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	改善額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経営の効率化	管理運営費	143	144	121	121	135		152	156	162	164	161	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	17.0	11.5	9.7	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	改善額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑤職員給与費の適正化 維持管理費(上記以外)の適正化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち職員給与費中の退職手当	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	⑥その他( )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	改善額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計画前5年間改善額 合計							△ 9.3	改善額 合計					28.0

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(参考) 補償金免除額 18.0

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方 現在、本市は旧町単位での料金体系を継承しており、料金についても国の基準である20㎡当たり3,000円に達していない状態にあります。対応策として平成20年度に下水道料金の統一改定を予定しており、それに合わせて農業集落排水施設使用料も現在料金改定に向け調査・検討中であります。
- 民間委託の取組状況 現在の委託状況については、農業集落排水マンホールポンプ場及び農業集落排水処理場の保守管理を民間委託しております。
- その他に記載された項目に関する取組等